

議案第六十八号

三朝右岸幹線管渠築造工事(六一一)請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和六十一年七月四日

三朝町長 安田真一郎

昭和六十年七月 四日 原案可決

三朝町議会議長 名越典由

- 一 工 事 名 三朝右岸幹線管渠築造工事（六一―一）
- 二 工 事 場 所 東伯郡三朝町大字大瀬
- 三 契約の相手方 鳥取市西町三丁目一〇一岸根ビル  
株式会社 森本組鳥取営業所
- 所 長 新 宮 哲 司
- 四 契約金額 九七、〇〇〇、〇〇〇 円
- 五 契約締結の方法 指名競争入札